

山形市議会議長交際費支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議長及び副議長が市議会を代表して行う、外部の個人又は団体との交際に必要な経費（以下「議長交際費」という。）の適正な支出を図るための支出基準等を定めるとともに、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第30条の規定に基づき、市政に関する情報提供施策等の拡充を図るため、議長交際費の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 議長交際費は、社会通念上認められる範囲内において支出するものとし、その区分及び内容等は次に掲げるとおりとする。ただし、代理として副議長等が出席する場合も同様とする。

- (1) 懇談会・総会等 市以外の各種団体等が主催し、飲食を伴う総会、懇親会等に支出するもの
- (2) 弔慰 葬儀における香典、生花等
- (3) その他 前各号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、宗教、政党その他政治団体に対するものについては支出しない。

(支出基準)

第3条 前条に規定する議長交際費の支出基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(公表する情報)

第4条 議長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、情報公開条例第8条各号に規定する非公開情報に該当する場合は、これを公表しないことができる。

(公表の方法及び時期)

第5条 月毎に区分整理した支出状況を、支出した月の翌月に別記様式により山形市議会のホームページに掲載する方法により行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

支出基準

区分	支出内容	金額	備考
(1)懇談会・ 総会等	市以外の各種団体等が主催し、飲食を伴う総会、懇親会等に支出するもの	次に掲げるとおりとする。 ア ホテル、旅館、料亭等 会費相当額又は10,000円 イ 上記以外の会場等 会費相当額又は5,000円	必要に応じて祝電を送る。
(2)弔慰	葬儀における香典、生花等に支出するもの	(1)別表第2による。 (2)生花は、22,000円以内	弔電を送る。
(3)その他	上記のいずれにも属さない場合で、議長が特に必要と認めるもの	社会通念上妥当と認められる金額	

備考

- 1 報償費により清酒等を持参した場合や、飲食を伴わない場合は支出しない。
- 2 市主催の場合は支出しない。

別表第2（第3条関係）

対象		関係	香典等
市の特別職 市議会議員	現職	本人	10,000 円 生花一基 議長弔辞、弔電
		配偶者、子、父母(同居の姻族を含む)	5,000 円 生花一基 弔電
	元職	本人	10,000 円 生花一基 弔電
市職員	現職	部長職以上の職員	10,000 円 生花一基 弔電
名誉市民、文化勲章受 賞者等の功労者		本人	10,000 円 生花一基 弔電

備 考

- 1 上記以外で、議長が特に必要と認める場合は、前例等を考慮し社会通念上妥当と認められる範囲内で対応する。